

高知工科大学修士課程就学支援制度 申請書類(2023年度版)

※12月募集

(1) 申請者全員が提出する書類

必要書類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 修士課程就学支援制度申請書(様式1)	原本	申請者本人または学資負担者が作成ください。 1)申請理由:申請を行う主な理由を記入のこと。スペースが不足する場合は、別紙(A4用紙)にて作成し提出可。	【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
2 家庭状況調査(様式2)	原本	生計を一にするご家族全員を記入ください。 1)職業:会社員・公務員・自営業・農業・年金受給者・無職等、簡潔に記入のこと。 2)総収入額(税込):給与所得者は所得課税証明書の「給与収入額」、自営業・農業等は確定申告書の事業収入額を記入のこと。(千円単位) 3)同居・別居:世帯主からみて各々の家族が同居か別居かを記入のこと。 ※別居であっても扶養家族は、生計を一にするご家族に含まれます。 4)片親世帯は、父母欄直下に死別・生別(離婚等)の発生した年月を記入のこと。 5)前年(2022年)度に学生で今年新社会人の兄弟姉妹(父母と同居)については、総収入額(税込)欄に「前年度学生」と記入のこと。	【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
3 住民票	原本	家庭状況調査(様式2)に記入のご家族全員(学生本人も含む)が確認できる住民票が必要です。 1)学生本人、兄弟姉妹が父母と別居(就学等)しており、住民票を移している場合は、学生本人、兄弟姉妹の住民票も必要です。 2)結婚や就職等で独立(生計別)し、父母と同居していない兄弟姉妹の住民票は不要です。	市区町村役場
4 所得課税証明書	原本 ※雑所得がある方は右記4)のとおり	家庭状況調査(様式2)に記入の就学者以外のご家族全員の所得課税証明書が必要です。 1)2023年6月以降に発行された最新の所得課税証明書(2022年の税務情報が確認できるものであること)が必要です。 2)結婚や就職で独立(生計別)し、父母と同居をしていない兄弟姉妹の所得課税証明書は不要です。 3)無職・専業主婦の方も所得が「0円」の証明をするために必要です。 4)雑所得がある方は、総収入金額と必要経費が確認できる書類(コピー)の添付が必要です。 ※雑所得が公的年金のみ、かつ確定申告を行っていない場合は、収入金額が確認できる書類のみで可。 (例) 年金振込通知書コピー 年金決定通知書コピー	市区町村役場 ※雑所得がある方は、必要書類をご提出ください。 ○公的年金:日本年金機構

(2) 該当者のみが提出する書類

以下の①～③の項目を確認のうえ、該当する場合はご提出ください。

① 確定申告をしている世帯(自営業者・農業従事者等)

必要書類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 確定申告書	コピー	2022(令和4)年の確定申告書が必要です。 1)確定申告の際に税務署に持参または郵送した方は、税務署の受付印があるものが必要です。 ※確定申告書(受付印押印済み)の控えがない場合は、「所得課税証明書」の「営業/農業所得金額」が確定申告書の「事業所得」と同額であれば受付印のない確定申告書の提出でも手続き可。 2)インターネットでの電子申告(e-Tax)を利用の方は、申告内容確認票に受付番号が入ったものまたは、送信時に届く「受信通知」の添付が必要です。	控えのコピーをご提出ください。
2 青色申告決算書 または 収支内訳書	コピー	経費を控除するため、2022(令和4)年の青色申告決算書または、収支内訳書が必要です。	控えのコピーをご提出ください。

② 特別控除に関する書類(兄弟姉妹が高校生以上、母子・父子家庭、障害者または被爆者、6か月以上の長期療養者のご家族がいる世帯等以下に該当する場合)

特別控除の種類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 高校生以上の就学者がいる世帯(学生本人は除く)	右の指示のとおり	兄弟姉妹が高等学校、専修・専門学校、予備校、大学、短大等に在学している場合は、以下のいずれかが必要です。 ○学生証コピー ○在学証明書原本	在学証明書:兄弟姉妹の通学する学校
2 障害者または原爆被爆者がある世帯	コピー	以下のいずれかが必要です。 ○障害者手帳(氏名・等級等が確認できるページ) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ○原爆被爆者手帳 ※介護認定の証明書等は対象になりません。	手帳をお持ちの方よりコピーをお預かりください。
3 長期療養者がある世帯(同一傷病で6か月以上治療を継続している家族がいる世帯) ※対象期間:2022年1月1日～12月31日	コピー ※領収書一覧は作成のうえ原本	以下のすべての書類が必要です。 ○医師の診断書(コピー可) ※病名、診断日、要治療期間が記載されていること。 ○医療費(入院費・薬代)の領収書コピー ※6か月以上、同一傷病での治療継続の場合。 ○長期療養者領収書一覧(本学様式) ※領収書が複数の場合に必ず作成のこと。 ※一覧の連番と領収書の連番(各自で付与)を一致させて作成のこと。	○診断書、医療費領収書:診断(治療)を受けた病院 ○薬代領収書:治療を受けた病院、薬局 ○長期療養者領収書一覧 【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
4 母子・父子家庭	原本	母子・父子家庭であることが確認できる書類が必要です。 (例) ○戸籍全部事項証明書 ○寡婦年金の源泉徴収票または決定通知書 ※給与源泉徴収票の寡婦欄は証明書として認められません。 ※児童扶養手当の受給証明書は原則認められません。	市区町村役場
5 学資負担者が死亡した世帯	右の指示のとおり	死亡が確認できる書類が必要です。 (例) ○除籍謄本原本 ○戸籍全部事項証明書原本 ○埋葬許可証コピー ○死亡診断書コピー	○除籍謄本、戸籍全部事項証明書、埋葬許可証:市町村役場 ○死亡診断書:診断を受けた病院
6 本人または学資負担者が被災した場合	原本	家屋の被害状況(全壊・大規模半壊・半壊等)の確認ができる書類が必要です。 (例) ○被災証明書 ○罹災証明書	市区町村役場

③ 生活保護費や失業手当受給中のご家族がいる世帯(対象期間:2022年1月1日～12月31日)

※世帯収入の一部として取り扱う

必要書類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 生活保護費受給者がある世帯	コピー	生活保護費の受給期間、受給総額が確認できる書類が必要です。 (例) ○生活保護受給額決定通知書	社会福祉事務所等
2 失業手当受給者がある世帯(※無職者(休職中))	コピー	失業手当の受給期間、受給総額が確認できる書類が必要です。 (例) ○雇用保険受給資格者証(両面コピー) ○失業保険給付金明細書	公共職業安定所(ハローワーク)